

徳島県告示第五百八十五号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
すずえこどもクリニック	徳島市八万町式丈九七―二	鈴江 真史	令和七年十一月一日
永尾醫院	美馬郡つるぎ町貞光字大須賀六六―二	永尾 仁	同
いろはデンタルクリニック	板野郡藍住町東中富字龍池傍 示五二―六	北野 妙	同
フジカワ薬局上中屋店	三好郡東みよし町昼間一四九二―五	井川 博愛	同
フジカワ調剤薬局	同 九二三―一	藤川 真吾	同
山下内科・呼吸器内科	同 一四九四―一	山下 潤	同 四日